

平成 18 年 5 月 31 日

各位

マネックス・ビーンズ・ホールディングス株式会社  
代表取締役社長 CEO 松本 大  
(コード番号 8698 東証第一部)

マネックス証券に対する証券取引等監視委員会の検査結果について

当社子会社のマネックス証券株式会社は、昨年 11 月から証券取引等監視委員会による検査を受けておりましたが、本日、同社の体制に不備があり法令違反に該当するとして、同委員会から金融庁に対して、行政処分等の適切な措置を講ずるよう勧告が行われました。

このような勧告が出されたことにつきまして、心よりお詫び申し上げます。

今回の検査結果を受け、当社グループ全体の内部管理体制の更なる強化に取り組んで参る所存です。

以上

【お問合せ先】

マネックス・ビーンズ・ホールディングス株式会社  
CEO 室 コーポレート・コミュニケーションズ 担当 金井・上田 電話 03-6212-3750

(ご参考)

平成 18 年 5 月 31 日

各位

マ ネ ッ ク ス 証 券 株 式 会 社  
代表取締役社長 CEO 松本 大

### 証券取引等監視委員会の検査結果について

当社は、昨年 11 月から証券取引等監視委員会による検査を受けておりましたが、本日、下記の件につき当社の体制に不備があり法令違反に該当するとして、同委員会から金融庁に対して、行政処分等の適切な措置を講ずるよう勧告が行われました。

日頃より内部管理体制の充実に努めて参りましたが、このような勧告が出されたことにつきまして心からお詫び申し上げます。

当社では今回の勧告を厳粛に受け止め、今後、更なる内部管理体制の強化に取り組み、役員一同、証券会社としての社会的責任を果たして参る所存です。

### 記

#### 1. 「顧客の有価証券の売買等に関する管理が不公正取引の防止上不十分な状況」の件

- ① 顧客の勤務先の親会社又は子会社に上場会社等がある場合の内部者登録体制が構築できていなかったこと
- ② 上場会社等に勤務する顧客の内部者登録手続きを最後まで完了していなかったこと

以上により、上場会社等の会社関係者である顧客の内部者登録漏れの状況があり、「顧客の有価証券の売買等に関する管理が不公正取引の防止上不十分な状況」であったと認められた。

#### <適用される法令>

証券取引法第 43 条第 2 号に基づく証券会社の行為規制等に関する内閣府令第 10 条第 4 号に規定する「顧客の有価証券の売買等に関する管理の状況が法人関係情報に係る不公正な取引の防止上十分でない」と認められる状況

2. 「証券業に係る電子情報処理組織の管理が十分でない」と認められる状況」の件

- ① 平成 18 年 2 月 27 日に実施された大阪証券取引所の売買システム変更に先立ち、当社の夜間取引「マネックスナイター」への影響範囲について適切な確認および必要なプログラム修正を行っていなかったことに起因して、同日の「マネックスナイター」において大阪証券取引所を主市場とする銘柄の一部について取引価格を誤って算出するという障害を発生させたこと
- ② 当社で多数発生していたシステム障害に関しその発生原因及び再発防止策等について平成 17 年 12 月 28 日に金融庁に改善報告書を提出し、外部システム変更時の影響範囲を見落としなく把握する体制の構築等を行うとしていたにもかかわらず、再発防止策の実行が適切ではなく上記①の障害を発生させたこと

以上により、「証券業に係る電子情報処理組織の管理が十分でない」と認められる状況であったと認められた。

<適用される法令>

証券取引法第 43 条第 2 号に基づく証券会社の行為規制等に関する内閣府令第 10 条第 11 号に規定する「証券業に係る電子情報処理組織の管理が十分でない」と認められる状況」

以上